


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田 口 茂 夫		
件 名	東大和市災害弔慰金等支給審査委員会規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の第17条第3項の規定に基づく、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会の組織、及び運営に関し必要な事項を定めるため、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会規則を制定する。</p> <p>(1) 主な内容 趣旨、所掌事項、組織、任期、委員長及び副委員長、会議、意見等の聴取、守秘義務、庶務、補則</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 本規則の制定により、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会の運営事務が適切に執行できる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年2月21日 市議会定例会において「東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」議決</p> <p>※ 文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。